

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	奈良市 住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳事務の一部を業務委託しているため、特に契約に際し、個人情報の取扱いについて研修の実施及び誓約書等を提出させる等し、個人情報保護管理体制に重点を置き対応している。

## 評価実施機関名

奈良市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村」という。))が住民を対象とする行政を適切に行い、また住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。))に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>併せて、市町村において、住基法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバメントクラウド」という。))を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。))に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。))の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 住民基本台帳標準準拠システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)</li> <li>2. 住基ネットGWシステム</li> <li>3. 住民基本台帳ネットワークシステム(※)</li> <li>4. 団体内統合宛名システム</li> <li>5. 中間サーバ</li> <li>6. 共通基盤システム</li> <li>7. 証明書コンビニ交付システム</li> </ol> <p>(※)後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</li> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付)</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)</li> <li>(平成25年5月31日法律第28号施行時点。)</li> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)</li> <li>・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第22条(転入届)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[ 実施する ]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>【情報提供の根拠】</p> <p>●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39, 48, 53, 57, 58, 59, 63, 65, 66, 69, 73, 75, 76, 81, 83, 84, 86, 87, 91, 92, 96, 106, 108, 110, 112, 115, 118, 124, 129, 130, 132, 136, 137, 138, 141, 142, 144, 149, 150, 151, 152, 155, 156, 158, 160, 163, 164, 165, 166の項)</p> <p>●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <p>住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない</p>
<p><b>5. 評価実施機関における担当部署</b></p>	
<p>①部署</p>	<p>市民部 市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>市民課長</p>

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
-	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	郵便番号630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公関係
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー取得の徹底を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して入力作業等の際複数人での確認を行うなど人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。  ・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手する際目的外の情報を入手しない。住基システムへの入力に際し2名以上のダブルチェックを行う。 ・住民基本台帳標準準拠システムや住民基本台帳ネットワークへのアクセス可能な職員の限定をし、アクセス権限の管理を行っている。 ・委託先への指導や監督を行っている。 ・特定個人情報の記載がある申請書の施錠保管を行っている。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書を破棄する際の記録を行っている。 ・記録媒体の使用者の管理及び施錠管理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[      ] 自己点検	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 内部監査
		[      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[      ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	評価書様式改正にともなう変更				
令和3年3月31日	公表日	2020/5/1	2021/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年3月31日	公表日	2021/3/31	2022/3/31	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年7月11日	公表日	2022/3/31	2023/7/11	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月14日	公表日	2023/7/11	2024/3/14	事後	しきい値判断の結果の変更に伴う再実施
令和6年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	2. 住民基本台帳法(略) 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	2. 住民基本台帳法(略) 第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	2. 住民基本台帳法(略) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(略) 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(その1)	「法別表第二の1の項 主務省令第1条第2号ハ」「法別表第二の2の項 主務省令第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ及び第18号」「法別表第二の3の項 主務省令第3条第6号ロ、11号ハ及び第12号ハ」「法別表第二の4の項 主務省令第4条第2号ハ」「法別表第二の6の項 主務省令第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ及び第16号ロ」「法別表第二の8の項 主務省令第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ」「法別表第二の9の項 主務省令第8条第1号二、第2号二及び第4号ロ」「法別表第二の11の項 主務省令第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ」「法別表第二の16の項 主務省令第12条第1号ロ、第2号イ、第3号ロ、第4号ハ、第6号イ及び第8号ハ」「法別表第二の18の項 主務省令第13条第1号ロ及び第2号ロ」「法別表第二の20の項 主務省令第14条第1号ロ、第2号ロ及び第3号ハ」「法別表第二の21の項」「法別表第二の23の項 主務省令第16条」「法別表第二の27の項 主務省令第20条第8号ロ」「法別表第二の30の項」	「法別表第二の1の項 主務省令第1条第2号ハ」「法別表第二の2の項 主務省令第2条第7号ロ、第13号ハ、第14号ハ、第20号ハ及び第21号」「法別表第二の3の項 主務省令第3条第8号ロ、第14号ハ、第15号ハ及び第21号ロ」「法別表第二の4の項 主務省令第4条第2号ハ」「法別表第二の6の項 主務省令第6条第4号、第9号ロ、第10号ロ及び第18号ロ」「法別表第二の8の項 主務省令第7条第1号ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ及び第5号ロ」「法別表第二の9の項 主務省令第8条第1号ホ、第2号ホ及び第4号ロ」「法別表第二の11の項 主務省令第10条第1号ハ、第3号ハ、第4号ハ及び第6号ロ」「法別表第二の16の項 主務省令第12条第1号ハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ハ、第6号ロ及び第8号ハ」「法別表第二の18の項 主務省令第13条第1号ロ及び第3号二」「法別表第二の20の項 主務省令第14条第1号二、第2号二及び第3号二」「法別表第二の23の項 主務省令第16条第2号」「法別表第二の27の項 主務省令第20条第4号、第19号ロ」「法別表第二の30の項」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(その2)	「法別表第二の31の項 主務省令第22条第1号二」「法別表第二の34の項 主務省令第22条の3第3号、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ及び第8号ロ」「法別表第二の35の項 主務省令第22条の4第1項第1号、第2号ホ、第22号の4第2項第1号、第2号ホ、第22条の4第3項第1号、第2号ホ、第22条の4第4項第1号及び第2号ホ」「法別表第二の37の項 主務省令第23条第3号ロ」「法別表第二の38の項 主務省令第24条第3号」「法別表第二の39の項 主務省令第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ及び第10号ロ」「法別表第二の40の項 主務省令第24条の3第2号」「法別表第二の42の項 主務省令第25条第8号ロ、第9号及び第10号ロ」「法別表第二の48の項 主務省令第26条の3第1号ロ及び第3号ロ」「法別表第二の53の項 主務省令第27条第1号イ、第2号イ及び第3号ハ」「法別表第二の54の項 主務省令第28条第1号ホ」「法別表第二の57の項 主務省令第31条第1号ホ、第2号二及び第5号ホ」「法別表第二の58の項 主務省令第31条の2第5号ロ、第9号ハ、第10号ハ及び第11号ロ」「法別表第二の59の項 主務省令第31条の3第2号ロ」「法別表第二の61の項 主務省令第32条第1号ロ及び第2号ロ」「法別表第二の62の項 主務省令第33条第4号ロ」「法別表第二の66の項	「法別表第二の31の項 主務省令第22条第1号ホ」「法別表第二の34の項 主務省令第22条の3第1号ロ、第2号イ、及び第13号ロ」「法別表第二の35の項 主務省令第22条の4第1項第1号、第2号二、第22号の4第2項第1号、第22条の4第3項第1号、第22条の4第4項第1号」「法別表第二の37の項 主務省令第23条第2号ハ」「法別表第二の38の項 主務省令第24条第3号ロ」「法別表第二の39の項 主務省令第24条の2第1号イ、第6号ロ、第12号ハ及び第13号ハ」「法別表第二の40の項 主務省令第24条の3第2号ロ」「法別表第二の42の項 主務省令第25条第10号二、第11号及び第12号ロ」「法別表第二の48の項 主務省令第26条の3第1号ロ、第2号ロ及び第3号ロ」「法別表第二の53の項 主務省令第27条第1号二、第2号二及び第3号二」「法別表第二の54の項 主務省令第28条第1号へ」「法別表第二の57の項 主務省令第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ及び第6号ホ」「法別表第二の58の項 主務省令第31条の2の2第1号イ、第7号ロ、第13号ハ及び第14号ハ」「法別表第二の59の項 主務省令第31条の3第2号ロ」「法別表第二の61の項 主務省令第32条第1号ハ及び第2号ハ」「法別表第二の62の項 主務省令第33条第5号ロ」「法別表第二の66の項 主務省令第33	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (その3)	「法別表第二の67の項 主務省令第38条第1号口」「法別表第二の70の項 主務省令第39条第4号口」「法別表第二の74の項 主務省令第40条第1号口、第2号及び第3号口」「法別表第二の77の項 主務省令第41条第1号及び第2号口」「法別表第二の80の項 主務省令第43条第1号口及び第5号ハ」「法別表第二の84の項 主務省令第43条の3第2号口」「法別表第二の85の2の項 主務省令第43条の4第1号二」「法別表第二の89の項」「法別表第二の91の項 主務省令第44条の2第2号口」「法別表第二の92の項 主務省令第45条第2号口」「法別表第二の94の項 主務省令第47条第1項第2号ハ、第3号ハ、第4号ハ、第5号ハ、第6号ハ、第7号ハ、第8号ハ、第9号ハ、第10号ハ、第11号ハ、第12号ハ、第13号ハ、第14号ハ、第15号ハ、第16号ハ、第17号口、第18号ハ、第19号ハ、第22号ハ及び第23号ハ」「法別表第二の96の項 主務省令第48条口」「法別表第二の101の項 主務省令第49条の2第2号口」「法別表第二の102の項 主務省令第50条第1号、第2号口、第3号口、第4号口及び第5号口口」「法別表第二の103の項 主務省令第51条第2号、第3号、第4号口、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号口」「法別表第二の105の項」	「法別表第二の67の項 主務省令第38条第1号口」「法別表第二の70の項 主務省令第39条第4号口」「法別表第二の74の項 主務省令第40条第1号口、第3号イ及び第6号口」「法別表第二の77の項 主務省令第41条第1号及び第2号口」「法別表第二の80の項 主務省令第43条第1号口及び第5号ハ」「法別表第二の84の項 主務省令第43条の3第2号口」「法別表第二の85の2の項 主務省令第43条の4第1号ホ」「法別表第二の89の項」「法別表第二の91の項 主務省令第44条の5第2号口」「法別表第二の92の項 主務省令第45条第2号口」「法別表第二の94の項 主務省令第47条第12号二、第13号二、第14号二、第16号二、第26号二、第27号二、第29号二、第31号二、第32号二、第33号二、第34号二、第35号二、第36号二、第37号二、第38号二、第39号二、第40号二、第41号ハ、第44号二、第45号二及び第48号二」「法別表第二の96の項 主務省令第48条第1号口」「法別表第二の97の項 主務省令第49条第1号口及び第3号口口」「法別表第二の101の項 主務省令第49条の2第2号口」「法別表第二の102の項」「法別表第二の103の項」「法別表第二の105の項」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (その4)	「法別表第二の106の項 主務省令第53条第2号ハ、第3号ホ及び第5号ハ」「法別表第二の108の項 主務省令第55条第1号ハ、第6号口、第7号口、第9号口及び第10号口」「法別表第二の111の項 主務省令第56条口」「法別表第二の112の項 主務省令第57条口」「法別表第二の113の項 主務省令第58条第1号口及び第2号口」「法別表第二の114の項 主務省令第59条第2号口」「法別表第二の116の項 主務省令第59条の2第1号ハ」「法別表第二の119の項 主務省令第59条の3第1号二、第2号二及び第4号」	「法別表第二の106の項 主務省令第53条第1号ワ、第2号ハ、第3号ホ及び第5号ハ」「法別表第二の107の項 主務省令第54条第2号イ」「法別表第二の108の項 主務省令第55条第1号ハ、第6号口、第7号口、第9号口、第10号口及び第11号口」「法別表第二の111の項 主務省令第56条第1号口」「法別表第二の112の項 主務省令第57条第1号口」「法別表第二の113の項 主務省令第58条第1号ハ及び第2号ハ」「法別表第二の114の項 主務省令第59条第2号口」「法別表第二の116の項 主務省令第59条の2の2第1号ハ及び第7号ハ」「法別表第二の117の項 主務省令第59条の2の3第2号口」「法別表第二の120の項 主務省令第59条の3第1号ホ、第2号ホ及び第4号」	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日時点	令和5年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日時点	令和5年11月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月14日	II しいき値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	公表日	2024/3/14	2024/9/30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		併せて、市町村において、住基法に基づき実施する事務の処理に用いる情報システムについては、デジタル社会形成基本法第二十九条に規定する国により整備されたクラウド・コンピューティング・サービス関連技術(以下「ガバナンスクラウド」という。)を利用し、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(以下「標準化法」という。)に基づく標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用する。	事前	重要な変更
令和6年9月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。)	1. 住民基本台帳標準準拠システム(以下「既存住民基本台帳システム」という。)	事前	
令和6年9月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 番号法(この項において「法」という。)第19条第8号及び別表第二「第三欄情報提供者」が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下この項において「主務省令」という。))に基づく下記の条項以下略  (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 第2条	【情報提供の根拠】 ●番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表のうち第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)  ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号  【情報照会の根拠】 住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	<p>十分である。</p> <p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー取得の徹底を厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して入力作業等の際複数人での確認を行うなど人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手する際目的外の情報を入手しない。</li> <li>・住基システムへの入力に際し2名以上のダブルチェックを行う。</li> <li>・住民基本台帳標準準拠システムや住民基本台帳ネットワークへのアクセス可能な職員の限定をし、アクセス権限の管理を行っている。</li> <li>・委託先への指導や監督を行っている。</li> <li>・特定個人情報の記載がある申請書の施錠保管を行っている。</li> <li>・個人番号及び本人情報が記載された申請書を破棄する際の記録を行っている。</li> <li>・記録媒体の使用者の管理及び施錠管理を行っている。</li> </ul>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年9月30日	IVリスク対策 10. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	[ ○ ] 全部項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない